

## 栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第3期）中間評価報告書【概要版】

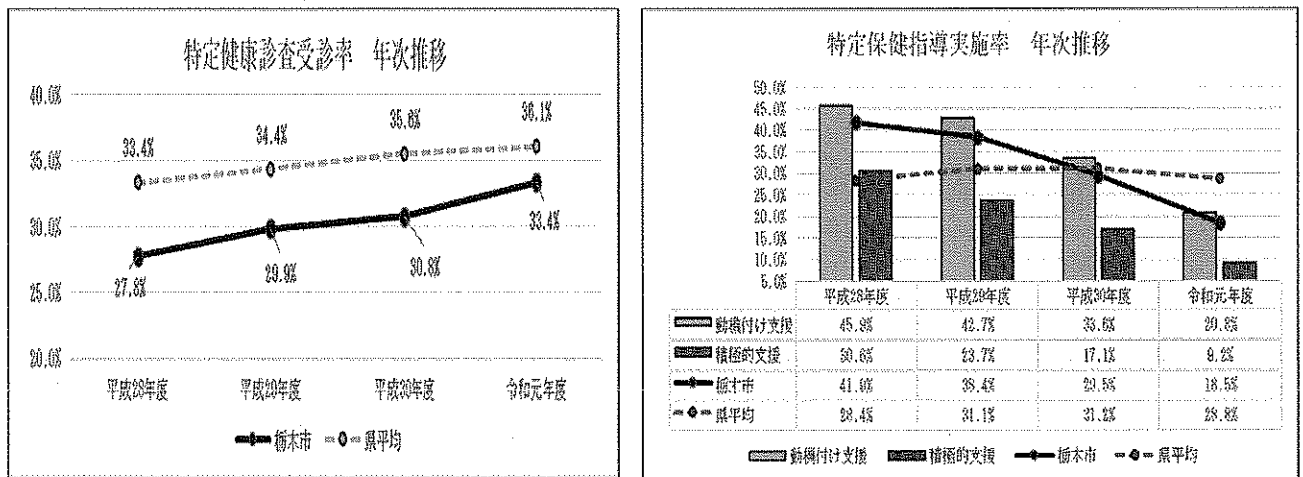
### 1 計画の概要（1～2頁参照）

高齢者の医療の確保に関する法律において、医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施を義務付けられており、特定健康診査等の実施に関する計画（第3期）を定めるもの。計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間とする。

### 2 特定健康診査等の基本的な考え方（1～2頁参照）

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドローム及びその予備群を抽出し、特定保健指導を実施することにより、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

### 3 特定健康診査・特定保健指導の実施状況（4頁参照）



特定健康診査の実施率は、漸増しているが、県平均よりも低く、国の目標値（60%）には届かない状況である。

特定保健指導の実施率は、低下している。

### 4 中間評価について（5頁参照）

過去3年間の進捗状況や目標達成状況を把握の上、事業の見直しを行い、実態に見合った目標の再設定を行う。

### 5 中間評価（6～9頁参照）

#### 1) 特定健康診査について

※目標の再設定

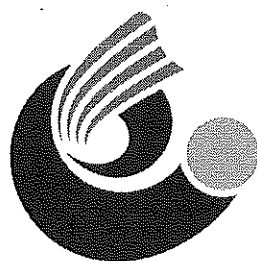
受診率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初目標	35%	40%	45%	50%	55%	60%
実績値	30.8%	33.4%	(26.7%) 見込み			
変更後目標				36%	39%	42%

(案)

栃木市特定健康診査等の実施に関する計画

(第3期)

中間評価報告書



栃木県栃木市

## 序章 計画策定の基本的な考え方

### 1. 計画策定の背景と目的

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として極めて重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きく貢献してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものにしていくためには、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するために、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づいて、医療保険者（法第7条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）は、糖尿病その他の生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされている。

この計画は、法第19条第1項の規定に基づき、特定健康診査（法第18条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）及び特定保健指導（法第18条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の具体的な実施方法に関する事項、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施及びその成果に関する具体的な目標並びに特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めるものである。

### 2. 特定健康診査等の基本的な考え方

受療の実態を見ると、食べ過ぎや運動不足等の不健康な生活習慣から、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症、歯周疾患等（以下「糖尿病等」という。）の生活習慣病の発症を招き、生活習慣の改善がなされないまま疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症に至るケースが多く見受けられる。

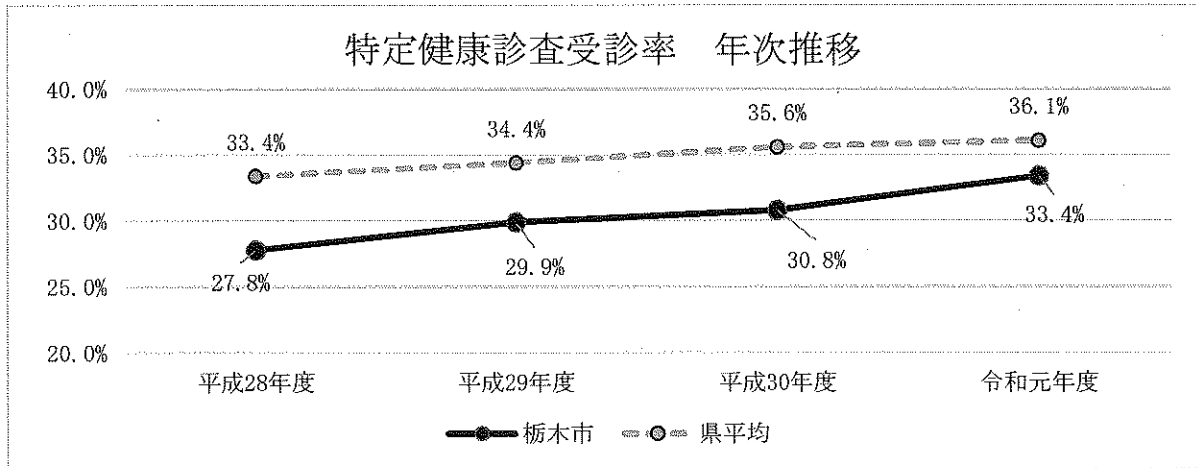
糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因するものであり、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、発症のリスクがさらに高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念に基づいた糖尿病等の生活習慣病の予防対策が必要とされている。

特定健康診査は、このメタボリックシンドロームに着目し、特定保健指導を必要とする被保険者を的確に抽出するために行うものである。

また、特定保健指導は特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム及びその予備群と判定された被保険者について、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

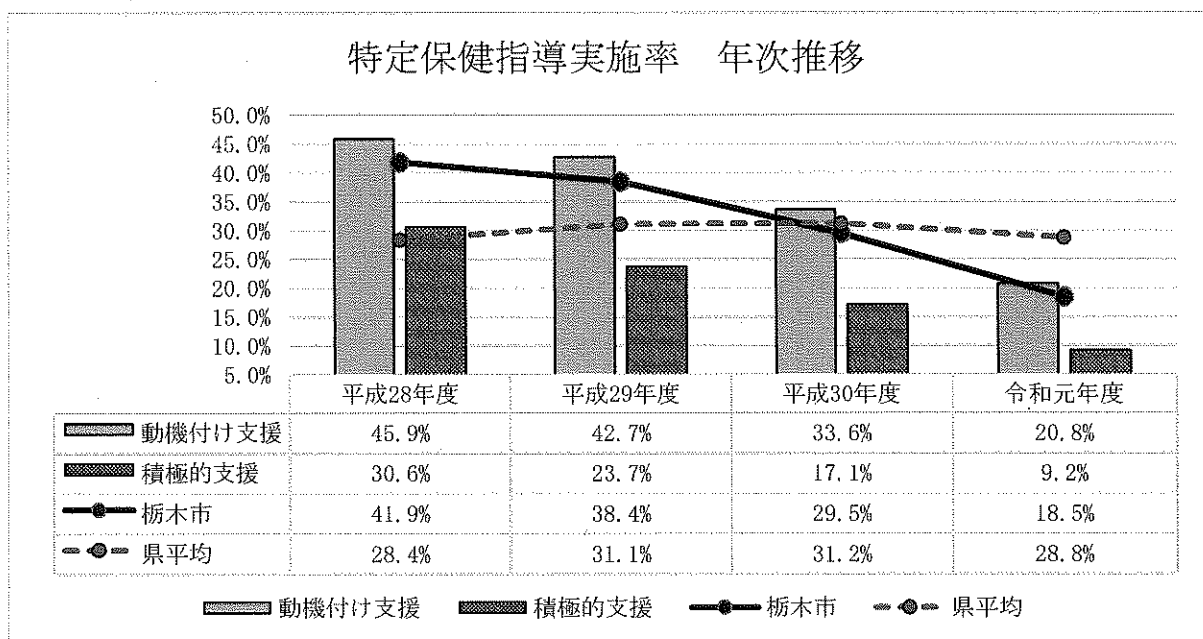
# 第1章 特定健康診査等の実施状況

## 1. 特定健康診査の実施状況



特定健康診査受診率の年次推移は漸増している。  
 県平均よりは低く、国の目標値（60%）には届かない状況である。

## 2. 特定保健指導の実施状況



特定保健指導実施率について平成28、29年度は、県平均を上回っており、特に動機付け支援における特定保健指導実施率は高い水準を維持していた。しかし令和元年度は、平成29年度と比較すると動機付け支援は20%程度低下し、積極的支援10%を切る状況となっている。

### 第3章 中間評価

#### 1. 特定健康診査の目標の再設定と今後の取り組み

##### (1) 特定健康診査の目標の再設定

受診率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初目標	35%	40%	45%	50%	55%	60%
実績値	30.8%	33.4%	(26.7%) 見込み			
変更後目標				36%	39%	42%

計画策定当初、目標値は年度ごとに5%ずつの上昇を目指してきた。受診率は毎年向上しているが、最終目標値60%の達成は難しい。そこで本市の実態に即した目標値に再設定する。

本市の特定健診の受診率は、令和元年度は前年度に比べて3%程度の伸びがあった。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和2年度の受診率は例外として、令和元年度から令和3年度に3%向上、その翌年からも各年度3%ずつ向上させることを目標とし、令和5年度には42%達成を目指す。

##### (2) 特定健康診査受診率向上に向けた今後の取り組み

###### ① 未受診者に対する受診勧奨

平成30年度より、受診勧奨事業の一環として栃木県国民健康保険団体連合会の人工知能「とくナビAI」を活用し、未受診者の傾向別に内容を変えて受診勧奨を行ったことで、受診者数が増えた。

	送付時期	対象者数	送付数 (延べ数)	うち受診者数 (1月時点)
令和元年度	9月、12月	15,198	18,196	1,119
令和2年度	11月	21,655	21,655	566

令和元年度は、9月に不定期受診者（過去3年間で1～2回受診している者）、12月にその後受診等のない不定期受診者および未経験者（過去3年間で一度も受診していない者）、連続受診者（過去3年間連続で受診している者）、と2回に分けて勧奨ハガキを送付した。

令和2年度は全未受診者に11月に勧奨ハガキを送付した。  
受診率向上のため今後も受診勧奨を継続する。

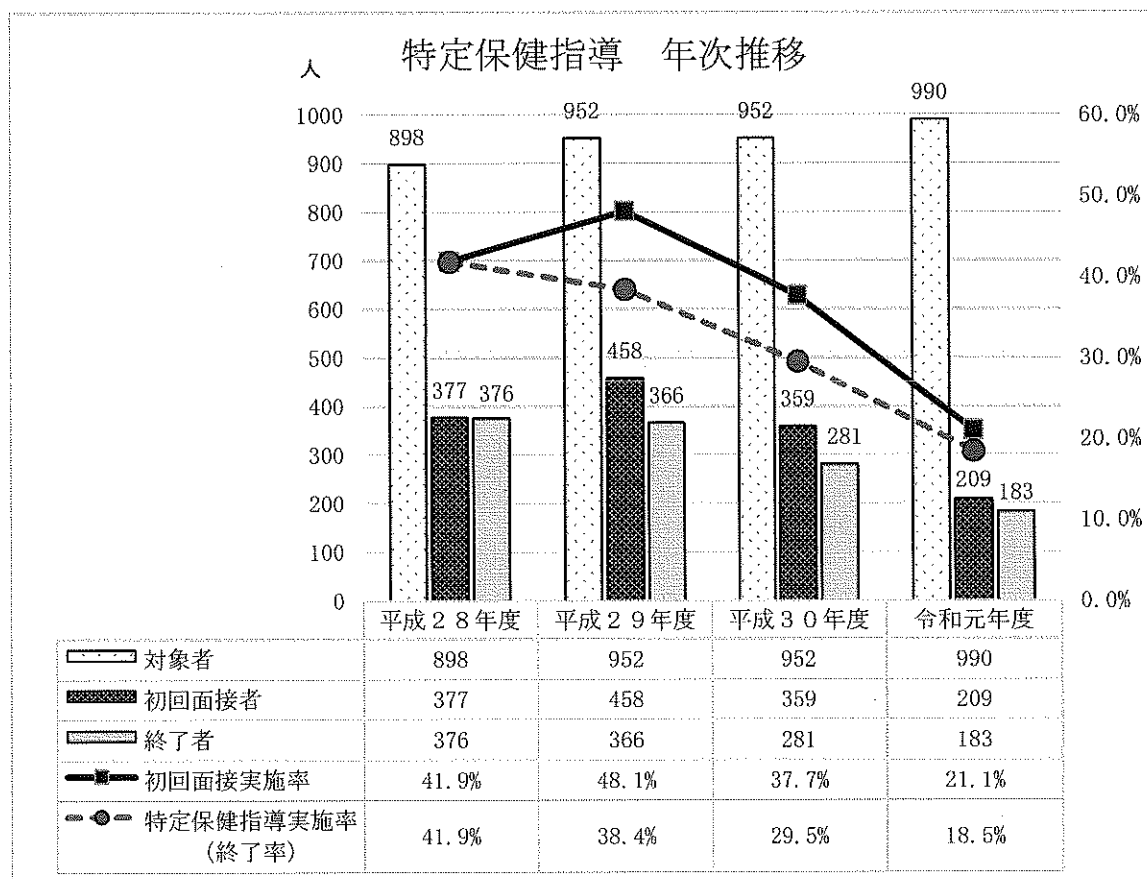
## 2. 特定保健指導の目標の再設定と今後の取り組み

### (1) 特定保健指導の目標の再設定

実施率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初目標	45%	48%	51%	54%	57%	60%
実績値	29.5%	18.5	(20%) 見込み			
変更後目標				23.5%	26.5%	30%

計画策定当初、年度ごとに3%ずつの上昇を目指してきたが実施率が減少している現状から、最終目標値60%の達成は難しい。そこで本市の実態に即した目標値に再設定する。令和2年度から毎年3%程度の上昇を目標として最終的に30%を目指す。

### (2) 特定保健指導実施率向上に向けた今後の取り組み



平成28年度から令和元年度にかけて、特定保健指導対象者は増加傾向にあるが初回面接実施者数は減少しており、令和元年度には初回面接の実施率は21.1%となっている。この状況を踏まえ、特定保健指導の参加勧奨方法を見直すこととする。

## 第4章 計画の運用について

### 1. 計画の評価

特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率、特定保健指導対象者の減少率について、国の定める方法に従って評価を行う。

評価の時期については、毎年、社会保険診療報酬支払基金への実績報告を行う11月に前年度の計画達成状況の評価を行うものとする。なお、令和2年度には中間評価を、計画期間終了後には最終評価を併せて行うものとする。

### 2. 計画の見直し

計画の見直しについては、毎年2月までに検討を行い、見直しの必要があると認めるときは栃木市国民健康保険運営協議会に諮った上で見直しを行うものとする。

### 3. 計画の公表

特定健康診査等実施計画は、栃木市のホームページに全文を掲載し公表する。

計画の見直しを行った場合は、その都度、速やかに市ホームページにおいて公表する。

### 4. 個人情報の保護

個人情報の保護については計画同様とする。

個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン並びに栃木市個人情報保護条例に基づき、適切に個人情報を管理する。また、委託先に対しても、庁内の個人情報保護ルールに準じて、契約時の遵守事項を定めるものとする。